

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援
緊急特別給付金申請書(請求書)

支給市区町村
富田林 市長 様



裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

			記入日	年	月	日
(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所			
		年 月 日	電話 ()			

2. 対象児童

申請時点において、支給対象となる児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1					年 月 日		
2					年 月 日		
3					年 月 日		
4					年 月 日		
5					年 月 日		

※ 18歳到達後最初の3月31日が令和6年3月31日以降である児童又は申請時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。
 ※ 「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

3. 配偶者及び同居者

配偶者の氏名及び住所を記入してください。

	配偶者
氏名	
住所	

親族以外の同居者がいる場合は下記も記入してください。

申請者との関係	性別	氏名

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 対象児童」に記入された児童の人数になります。
 ※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合 : 50,000円 × 3人 = 150,000円

(次ページも必ずご確認ください。)

5. 緊急特別給付金の支給要件

(申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当しないが、以下のいずれかに該当する方は、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

支給要件	
<input type="checkbox"/>	離婚協議中により配偶者と別居し、かつ、婚姻を解消した際には受給資格者となることが想定される児童と同居する父又は母(※1)
<input type="checkbox"/>	申請時点において、配偶者からの暴力を理由に児童とともに避難し、配偶者と生計を別にしている者で、仮に婚姻を解消した際には受給資格者となることが想定される児童と同居する父又は母(※2)
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める父又は母

※ 離婚協議中であることを明らかにできる書類(協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等のいずれか)を添付してください(※1に該当する方)。

※ 配偶者からの暴力を理由に避難していることを明らかにできる書類として、婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(婦人相談所以外の配偶者暴力対応期間(行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体も含む。))を添付してください(※2に該当する方)。

6. 受取方法(下記に必要事項を記入してください。)

◎ 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1.普通 2.当座		
金融機関コード				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 国による給付金の対象ではなく、富田林市子育て世帯生活支援緊急特別給付金(以下「緊急特別給付金」という。)の支給要件に該当します。
- 緊急特別給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、富田林市が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、富田林市において支給決定をした後は、緊急特別給付金の請求書として取り扱います。
- 富田林市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年2月29日までに、富田林市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、緊急特別給付金が支給されないことに同意します。
- 緊急特別給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や緊急特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、緊急特別給付金を返還します。
- 既に他の都道府県等で支給対象児童の父又は母が同様の給付金を受給していた場合には、緊急特別給付金を返還します。

提出書類

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援緊急特別給付金申請書(請求書)』(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『申請者・請求者本人確認書類の写し』
※申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しをご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し』
※通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しをご用意ください。
- 『支給要件を確認できる書類(5. 緊急特別給付金の支給要件※1又は※2に該当する方に限ります。)]』
※戸籍謄本をご用意ください。(「2. 対象児童」において、障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類を添付してください。)
※離婚協議中で配偶者と別居している場合や配偶者からの暴力を理由に避難している場合は、その事実を確認するための書類を添付してください。